

議案第 60 号

市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

市川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

市川市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第 2 項」の次に「(育児休業法第 12 条及び第 19 条第 3 項において準用する場合を含む。)」を、「第 8 条」の次に「、第 10 条第 1 項及び第 2 項(育児休業法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 17 条、第 18 条第 3 項」を加える。

第 2 条第 2 号中「又は第 2 項の規定により引き続き勤務している」を「の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている」に改める。

第 11 条中「第 5 条」を「第 16 条」に改め、同条を第 24 条とし、第 10 条を第 23 条とし、第 9 条を第 22 条とする。

第 8 条を削り、第 7 条の見出し中「退職手当」を「育児休業をした職員の退職手当」に改め、同条第 1 項中「昭和 27 年条例第 7 号」の次に「。以下この条及び第 19 条において「退職手当条例」という。」を加え、「同条例」を「退職手当条例」に改め、同条第 2 項中「市川市職員退職手当支給条例」を「退職

手当条例」に改め、同条を第 11 条とし、同条の次に次の 10 条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第 12 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第 6 条第 1 項又は市川市職員の配偶者同行休業に関する条例第 9 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 市川市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 13 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第 16 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

- (4) 育児短時間勤務の承認が、第16条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第14条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第2条の3の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えないものに限る。）とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間条例第2条の2第1項に規定する週休日をいう。次号において同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第15条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第16条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条

例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第17条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第18条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第19条 退職手当条例第6条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

- 3 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の

勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第20条 第8条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）

ア 職員として引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第6条の見出し中「職務復帰後」を「育児休業をした職員の職務復帰後」に改め、同条を第10条とする。

第5条の3の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条を第9条とする。

第5条の2の見出し中「任期付き採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第3条第1号中「第5条」を「第7条」に改め、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第3条第3号」に改め、同条を第5条とし、第2条の3を第4条とし、第2条の2を第3条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日から同月30日までの間に地方公務員の育児休業等に

関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務を始めようとする職員に係る改正後の第15条の規定の適用については、同条中「又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月」とあるのは、「の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日の10日」とする。

（市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

- 3 市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「第2項」及び「第3項」の次に「（第4項の規定により読み替えられた場合を含む。）」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）についての前2項の規定の適用については、第2項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」と、前項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

（市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

- 4 市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和55年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は市川

市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等の勤務条件の特殊性その他の事由により、当該範囲内では勤務時間を定め難いものがあると認める場合においては、市長の承認を得て勤務時間を別に定めることができる。

第2条の2第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に、「週休日」を「週休日」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき当該規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第7条中「20日（」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合には、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において当該育児短時間勤務職員等に勤務する

ことを命ずることができる。

(市川市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 市川市一般職員の給与に関する条例（昭和26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第9項中「第2条第3項又は第4項」を「第2条第4項又は第5項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額、前条又は第1項から第6項まで、次項若しくは第10項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第11条第2項第2号中「定める額（）」の次に「育児短時間勤務職員等又は」を加える。

第14条第2項中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員」に改める。

第23条の5第2項中「再任用職員」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員」を加える。

第24条第2項中「受けるべき給料」の次に「の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を、「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第24条の2の3第2項中「給料の月額」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)」を加え、同条第3項第1号中「給料及び」を「給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び」に改め、「給料の月額」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)」を加え、同項第2号中「給料の月額」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)」を加える。

(市川市職員退職手当支給条例の一部改正)

6 市川市職員退職手当支給条例(昭和27年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項若しくは」を「第28条の5第1項又は」に、「又は」を「の規定により採用された者、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された者及び」に改める。

理 由

育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を支援するため、職員が育児のための短時間勤務をすることができる制度を導入する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。